

地域ワーキンググループが実施する事業支援に係る助成金交付要領

- (1) この規程は、公益財団法人 不動産流通推進センター（以下「センター」という。）が、地域ワーキンググループ（以下「地域WG」という。）の主催する次の各号に定める活動を支援の対象として、その費用を助成する際に必要な事項を定める。なお、一般管理費など経常費を補填するものではなく、収益を目的とした活動は除く。
- 一、地域WGのメンバー（見込みの者を含む。）で実施する不動産コンサルティングに係る業務知識・事例や業務ノウハウの共有を目的とした会合
 - 二、一般消費者を対象とした不動産コンサルティングに関する相談会
 - 三、地方公共団体等の要請や協定などに基づいて行う不動産コンサルティングに関する活動
 - 四、地域における不動産コンサルティング業務の普及、啓蒙など不動産コンサルティングの発展に貢献する公益的な活動であるとセンターが認めたもの
- (2) センターは、適当と認めた第1条各号に定める地域WGの活動に対し、4月1日から翌年3月31日を一事業年度として地域WG助成金（以下「助成金」という。）を交付する。
2. 同一地域WGに対する助成金の交付は、一事業年度内に一回のみとし、金額は10万円とする。ただし、助成金の受付は先着順にて行い、予算額に達し次第、交付を終了する。
 3. 活動に係る費用が10万円に満たない場合は、その実費額とする。
 4. 複数の地域WGが共催して実施する場合は、各地域WGが負担する金額に応じて、前三項の規定により助成を行う。
- (3) 助成金を希望する地域WGは、事前に「事業実施概要書兼助成金交付申請書（様式1）」をセンターに提出するものとする。
2. 地域WGは、前項の申請書の提出に先立ち、センターに連絡の上、事前に打合せを行うものとする。
- (4) センターは、申請がこの規程に定める要件に該当するものである場合、助成を決定する。
2. 助成を決定したとき、センターは、地域WGに対して助成金額を記載した「助成通知書（様式2）」を送付する。なお、第1項の助成決定に当たり、条件を付することができる。

(5) 助成通知書を受領した地域WGは、助成対象となる活動の実施後に、決定された助成金額を記載した「助成金請求書(様式3)」をセンターへ提出し、助成金を請求する。

2. 前項の助成金請求書には、「実施報告書兼事業完了報告書(様式4)」を添付する。

(6) センターは、(5)の助成金請求書を受領した後、指定された口座に振込の方法により助成金を交付する。なお、交付に要する送金手数料はセンターが負担する。

2. 助成金は、原則として(5)の助成金請求書を受領した翌月25日までに行う。

以上